



**富山県告示第196号**

指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅について

平成30年5月9日発生<sup>1</sup>の富山加入区に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 113条の 2 第 1 項第 1 号に該当するため消滅したので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 4 年 5 月 9 日

富山県知事 新 田 八 朗

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**二級建築士の免許の取消しについて**

建築士法（昭和25年法律第 202号）第 9 条第 1 項の規定により次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 4 年 5 月 9 日

富山県知事 新 田 八 朗

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士の氏名	免許	登録番号	免許の取消しの理由
令和 4 年 4 月 19 日	水口 一俊	二級建築士	第5325号	死亡

**随意契約の相手方等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和 4 年 5 月 9 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

富山県庁情報通信網（LAN）運用保守業務（サーバ管理分） 一式

- 
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県知事政策局デジタル化推進室情報システム課 富山市新総曲輪1番7号
  - 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年4月1日
  - 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
北電情報システムサービス株式会社 富山市桜橋通り3番1号
  - 5 随意契約に係る契約金額  
40,018,000円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
  - 7 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

### 随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和4年5月9日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
富山県庁情報通信網（LAN）運用保守業務 一式
  - 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県知事政策局デジタル化推進室情報システム課 富山市新総曲輪1番7号
  - 3 随意契約の相手方を決定した日
-

---

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社インテック 富山市牛島新町2番2号

5 随意契約に係る契約金額

65,103,500円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため